

事業名	身体障害者等援助費	調書番号	
細事業名	障害者職業能力開発校入校奨励事業費	財務コード	107302
担当部課室	産業労働 部 産業人材育成 課 人材育成 担当 (内線)		4855

事業の概要			
実施期間	始期 S50 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	県内に在住し、県外の障害者職業能力開発校に入校する者	障害者を対象とした職業訓練の受講機会を促進	職業訓練受講機会の確保 障害者の職業能力の向上
事業の内容 主にH28年度	<p>入校者の技能習得意欲の向上に資するため、山梨県内に在住する障害者等が、県外の障害者職業能力開発校に入校した場合に奨励金を入校者へ支給する。</p> <p>・支給対象者 a 山梨県内に入校前引き続き1年以上居住している者 b 入院等やむを得ない理由により、上記の要件を満たすことが出来ない者で、知事が必要と認めたる者</p> <p>・支給対象となる職業能力開発施設 職業能力開発促進法第15条の7及び第16条に規定する障害者職業能力開発校</p> <p>・根拠法令 山梨県障害者職業能力開発校入校奨励金支給要綱</p>		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)									
区分	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
活動指標	奨励金支給人数	目標	-	4	-	2	2	3	3
		実績(見込)	-	4	-	2	2	3	
		達成率	-	100%	-	100%	100%	100%	
		達成区分	-	b	-	b	b	b	
成果指標	訓練修了者数	目標	-	4	-	2	2	3	3
		実績(見込)	-	4	-	2	2	3	
		達成率	-	100%	-	100%	100%	100%	
		達成区分	-	b	-	b	b	b	
決算(予算) 単位:千円		0	160	0	80	80	120	120	

事業の評価(平成28年度の業績評価)		
活動指標	b	ハローワークが出す職業訓練受講指示等によって初めて、訓練の受講が可能となることから、年度によって受給者数のバラツキはあるが、受給人数は(H24~29の)平均1.8人であり、例年、支給見込数の範囲内(予算ベース)で推移していることから、予定通りの活動があったと判断できる。
成果指標	b	奨励金の受給者のほぼ全員が訓練を修了(H29年度は現在訓練受講中の者含む)している。また、訓練を希望する全ての障害者に奨励金を支給できていることから、本事業の趣旨に照らし、事業の効果は出ている。

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成30年度に向けた改善等の考え方)	
関係との必要性	判定 <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明 <input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input checked="" type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ()
有効性(成果向上)	判定 <input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明 県内のハローワークを通じ、制度の周知をしているが、今後も引き続きハローワークへの周知を本事業を職業訓練受講予定者に紹介するよう依頼をしていく
見直しの余地	判定 <input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明 <input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり)
その他	説明 企業の障害者法定雇率が現行の2.0%から2021年3月末までに2.3%まで引き上げる計画を厚労省が示しており、障害者への就労支援策の一環として今後も本事業を継続していく必要がある。また、支給件数も少なくとも必要最低限の予算しか見込んでいないため、見直しの余地はない。
見直しの必要性	無 ハローワークからの職業訓練受講指示等に基づき、求職者は職業能力開発施設で訓練の受講が出来る。本事業は、県外の障害者を対象とした職業能力開発施設に入校する者を支給の対象としていること、また支給対象者数が少ない中で、奨励金受給者はほぼ全員訓練を修了しており、一定の成果が出ていることから見直しの必要はなく現行どおりの運用としたい。

見直しの方向(平成30年度当初予算等での対応状況)	
現行どおり	説明

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。